

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務及び指定難病要支援者証明事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡山県は、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務及び指定難病要支援者証明事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡山県知事

公表日

令和6年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務及び指定難病要支援者証明事業に関する事務
②事務の概要	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、支給認定を受けた指定難病の患者が指定難病に係る医療を受けた場合に、医療費の給付を行う事務。</p> <p>指定難病の患者が提出する申請書の内容を基に審査を行い、加入する医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担上限額等を記載した特定医療費(指定難病)受給者証を交付する。</p> <p>特定医療費(指定難病)受給者証の交付に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報(生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報等)を入手する。</p> <p>また、指定難病の患者が、地域における自立した日常生活の支援のための施策を円滑に利用できるようにするため、指定難病要支援者証明事業を行う事務。</p> <p>指定難病の患者が提出する申請書の内容を基に指定難病に罹患していることを確認し、登録者証を交付する。</p> <p>特定医療費の支給に関する情報及び指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報は、情報提供対象となっているため、統合宛名システムを経由して中間サーバーへ提供情報の登録を行う。</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携のため、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1.岡山県特定疾患等システム 2.団体内統合宛名管理システム 3.中間サーバー 4.Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費(指定難病)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表 131の項 ・番号法19条6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、18、42、77、80、113、125、144の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療部医薬安全課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岡山県庁 総務部 総務学事課 住所: 700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 電話: 086-226-7214
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岡山県庁 保健医療部 医薬安全課 住所: 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 電話: 086-226-7342

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月20日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	課長 岩藤 弘子	課長 小寺 正樹	事後	人事異動
平成29年4月20日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 一つの時点の計数か	平成27年9月30日時点	平成28年9月30日時点	事後	時点修正
平成29年4月20日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 一つの時点の計数か	平成27年9月30日時点	平成28年9月30日時点	事後	時点修正
平成30年4月20日	I 関連情報③システムの名称	1. 難病医療公費負担管理システム(岡山市及び倉敷市が所管又は利用)	1. 難病医療公費負担管理システム(倉敷市が所管又は利用)	事後	名称変更
平成30年4月20日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 一つの時点の計数か	平成28年9月30日時点	平成29年9月30日時点	事後	時点修正
平成30年4月20日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 一つの時点の計数か	平成28年9月30日時点	平成29年9月30日時点	事後	時点修正
令和1年5月8日	公表日	平成30年4月20日	令和1年5月8日	事後	時点修正
令和1年5月8日	しきい値判断 一つの時点の計数か	平成29年9月30日	平成31年3月31日	事後	時点修正
令和1年5月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 小寺 正樹	課長	事後	様式改正
令和1年5月8日	IVリスク対策	—	※各項目内容を記載	事後	様式改正
令和2年5月1日	しきい値判断 一つの時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	時点修正
令和2年4月9日	しきい値判断 一つの時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	時点修正
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 26、56の2、87の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 上記に係る主務省令は未制定 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 120の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 上記に係る主務省令は未制定	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 26、56の2、87の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 上記に係る主務省令は未制定 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 120の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 上記に係る主務省令は未制定	事後	番号法改正に伴う修正
令和4年5月9日	しきい値判断 一つの時点の計数か	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	時点修正
令和5年5月9日	しきい値判断 一つの時点の計数か	令和4年3月31日	令和5年3月31日	事後	時点修正
令和5年5月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部医薬安全課	保健医療部医薬安全課	事後	組織改編のため
令和5年5月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	岡山県庁 保健福祉部 医薬安全課 住所: 千700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 電話: 086-226-7342	岡山県庁 保健医療部 医薬安全課 住所: 千700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 電話: 086-226-7342	事後	組織改編のため
令和6年5月9日	しきい値判断 一つの時点の計数か	令和5年3月31日	令和6年3月31日	事後	時点修正
令和6年6月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務及び指定難病要支援者証明事業に関する事務	事後	難病法改正に伴う修正
令和6年6月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	別表第二	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年6月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なし	また、指定難病の患者が、地域における自立した日常生活の支援のための施策を円滑に利用できるようにするため、指定難病要支援者証明事業を行う事務。 指定難病の患者が提出する申請書の内容を基に指定難病に罹患していることを確認し、登録者証を交付する。	事後	難病法改正に伴う修正
令和6年6月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特定医療費の支給に関する情報	特定医療費の支給に関する情報及び指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報	事後	難病法改正に伴う修正
令和6年6月28日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 98の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第71条	番号法第9条第1項 別表 131の項	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年6月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 26、56の2、87の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 上記に係る主務省令は未制定 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 120の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 上記に係る主務省令は未制定	(情報提供の根拠) 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、18、42、77、80、113、125、144の項 (情報照会の根拠) 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年7月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なし	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る事務> ・情報連携のため、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナンバーカードを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得・閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得・閲覧することが可能となる。	事前	PMHを活用した情報連携に伴う修正
令和6年7月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 岡山県特定疾患等システム 2. 団体内統合宛名管理システム 3. 中間サーバー 4. Public Medical Hub (PMH)	1. 岡山県特定疾患等システム 2. 団体内統合宛名管理システム 3. 中間サーバー 4. Public Medical Hub (PMH)	事前	PMHを活用した情報連携に伴う修正
令和6年7月31日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 131の項	番号法第9条第1項 別表 131の項 番号法19条6号	事前	PMHを活用した情報連携に伴う修正
令和6年7月31日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	十分である	事前	PMHを活用した情報連携に伴う修正